委託先決定基準の審査基準について

１　就職に結びつく訓練の実績

評価事項	審査基準
就職率の実績 【最大 20 点】	就職率が 80%を超えている場合に次の計算式で加点する。 【 20－（100－就職率実績） ＝ 加点 】 ※就職率実績は小数点第１位までとし、加点の小数点未満は切り上げる。職業実践専門課程コース、１年課程コースについても正社員就職率ではなく、就職率で加点は算出する。

２　訓練実施施設

評価事項	審査基準
訓練実施施設の状況 【最大 20 点】	次の項目に該当する場合は、１項目ごとに４点加点する。 ①訓練実施施設が交通機関(駅・バス停)から 800m以内にある。 ②受講生が常に使用可能な休憩室がある(訓練を行う教室とは別であること)。 ③訓練時間外の自習室がある(時間外に１時間以上使用可)。 ④使用する全教室と同一フロアに男女別トイレがある。 ⑤教室の１名あたりの面積が 1.98 ㎡以上ある。

３　運営体制

評価事項	審査基準
運営体制の状況 【最大 20 点】	(1)　常駐（訓練実施日数のうち 75%以上）の訓練事務担当者が２名以上の場合に 10 点加点する。 ※訓練事務担当が教務主任と兼務をしている場合は、兼務をせず訓練事務に従事する訓練事務担当者が２名以上の場合に加点する。 (2)　職業サービスガイドライン適合事業所の認定を得ている場合、又は IS029993 を取得している場合、若しくは IS029990 を取得している場合は次のいずれか得点の高いものにより加点する(最大 10 点)。 ①職業サービスガイドライン適合事業所 ・ゴールド：10 点加点 ・シルバー：８点加点 ・ブロンズ：６点加点 なお、令和７年度以前の申請により職業サービスガイドライン適合事業所の認定を得ている場合（有効期限内のものに限る。）は 10 点加点する。 ②IS029993 又は IS029990：10 点加点

４　就職支援

評価事項	審査基準
質の高いコンサルティングの実施能力【最大 10 点】	次の各項目に該当する場合は、それぞれ加点する。 ①職業相談又はキャリアコンサルティングを実施する訓練施設に常駐の就職支援担当者が３名以上の場合に５点加点する。 ②就職支援担当者のうち、１名以上が国家資格であるキャリアコンサルタント、国家技能検定の合格者であるキャリアコンサルティング技能士（１級又は２級）又は職業能力開発促進法第 28 条第１項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者である場合に５点加点する。

５　受講生負担額

評価事項	審査基準
受講生負担額の軽減【最大 20 点】	介護福祉士養成コース・保育士養成コース、職業実践専門課程コース、１年課程コース 次の計算式で加点する。 $\left(\frac{\text{受講生負担額}}{\text{上限額※}}\right)$＝軽減による評価点※小数第３位を四捨五入。 0.95＜評価点　加点なし 0.9＜評価点＜＝0.95　５点加点 0.85＜評価点＜＝0.9　10 点加点 0.8＜評価点＜＝0.85　15 点加点 評価点＜＝0.8　　20 点加点

コース別受講生負担額早見表（価格はいずれも税込）

コース名	訓練月数	軽減割合				
		上限額	0.95	0.9	0.85	0.8
介護・保育	24 か月	125,000 円	118,750 円	112,500 円	106,250 円	100,000 円
職業実践	24 か月	500,000 円	475,000 円	450,000 円	425,000 円	400,000 円
１年課程	12 か月	125,000 円	118,750 円	112,500 円	106,250 円	100,000 円

６　社会的取組

評価事項	審査基準
環境に配慮した事業活動【最大１点】	(1) 下記①から④のいずれか１つ以上の認証を受けている場合に 0.25 点加点する。 ①IS014001 ②エコアクション 21 ③ＫＥＳ ④エコステージの環境マネジメントシステム (2) 自動車エコ事業所の認定を受けている場合に 0.25 点加点する。 (3) あいち生物多様性企業の認証を受けている場合に 0.5 点加点する。
障害者等への就業支援【最大３．５点】※	(1) 障害者法定雇用率の報告義務の有無 有：障害者法定雇用率を達成している場合に 1.5 点加点する。 無：一律 1.5 点加点する。 (2) 協力雇用主の登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して３か月以上雇用している場合に１点加点する。 ※協力雇用主の登録のみ受けている場合に 0.5 点加点する。 （(2)における加点は最大で１点） (3) 障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）がある場合に１点加点する。
男女共同参画社会の形成【最大１点】	次の項目に該当する場合は、１項目ごとに 0.5 点加点する。 ①あいち女性輝きカンパニーの認証を受けている。 ※女性の活躍促進宣言の提出にのみ該当する場合に 0.25 点加点する（①における加点は最大で 0.5 点）。 ②えるぼし認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている。
仕事と生活の調和【最大３．５点】	次の項目に該当する場合は、１項目ごとに加点する。 ①愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録している場合に１点加点する。 ②あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出している場合に 0.5 点加点する。 ③くるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定を受けている場合に１点加点する。 ④愛知県「休み方改革」マイスター企業の認定を受けている場合に 0.5 点加点する。 ⑤愛知県「休み方改革」マイスター企業の認定に加えて、愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録されている場合に 0.5 点加点する。
その他【最大１点】	次の項目に該当する場合は、１項目ごとに加点する。 ①あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けている場合に 0.25 点加点する。 ②愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出している場合に 0.25 点加点する。 ③愛知県健康経営推進企業の登録を受けている場合に 0.25 点加点する。 ④パートナーシップ構築宣言を公表している場合に 0.25 点加点する。

※障害者法定雇用率の報告義務の有無については、企画提案申請書に記載する事業者全体の従業員数で確認する。

７　価格評価

評価事項	審査基準
価格評価【最大10点】	下表により加点する。

表

国上限額 / 価格評点	90,000【介護・保育】	120,000【職業実践・１年課程】
０	89,500＜見積額≦90,000	119,500＜見積額≦120,000
１	89,000＜見積額≦89,500	119,000＜見積額≦119,500
２	88,500＜見積額≦89,000	118,500＜見積額≦119,000
３	88,000＜見積額≦88,500	118,000＜見積額≦118,500
４	87,500＜見積額≦88,000	117,500＜見積額≦118,000
５	87,000＜見積額≦87,500	117,000＜見積額≦117,500
６	86,500＜見積額≦87,000	116,500＜見積額≦117,000
７	86,000＜見積額≦86,500	116,000＜見積額≦116,500
８	85,500＜見積額≦86,000	115,500＜見積額≦116,000
９	85,000＜見積額≦85,500	115,000＜見積額≦115,500
１０	見積額≦85,000	見積額≦115,000